

令和 8 年度大田市社会福祉法人指導監査実施計画

大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第 8 条の規定に基づき、令和 8 年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、指導監査にあたっては、社会福祉法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して実施する。

また、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- (2) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

2 重点指導監査項目

従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目及びこれまでに他の所轄庁が特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されていることから、これらへの対策及び具体的な取組状況について、確認を行う。

あわせて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、大田市地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行う。

さらに、各基準条例等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）及び児童の安全確保のための計画の策定等を促す。

- (1) 組織運営関係
 - ① 定款及び諸規程の整備と運用
 - ② 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
 - ③ 監事監査機能の強化

(2) 管理関係

- ① 会計処理の適正性の確保（契約事務、証憑管理）
- ② 適切な資産管理（固定資産及び預貯金等管理）
- ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ④ 役員等報酬の支給状況の確認

3 指導監査の対象、実施形態及び実施時期

- (1) 指導監査の実施形態は、大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条第1項により、一般監査の実地監査とする
- (2) 指導監査の対象及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書等

- (1) 監査調書等は次のとおりとし、内容は別に定める。
 - ① 社会福祉法人自主点検表【法人本部編】【会計管理編】
 - ② 社会福祉法人自主点検表附属資料
 - ③ 島根県社会福祉法人実地監査調書
 - ・ 法人の組織体制に関する事項
 - ・ 法人運営に関する事項
 - ・ 法人の経営する事業に関する事項
 - ・ 法人の所有する資産管理に関する事項
 - ・ 法人の会計管理に関する事項
 - ・ 法人情報の開示及び保存に関する事項
 - ・ 法人の運営に関するその他事項